

医療特別対策事業

医療機関感染症対策補助事業【新規】

【目的】新型コロナウイルス感染症対策として、緊急に必要となる地域医療提供体制を整備するため市内医療機関に対し補助支援と次の流行に備えた感染症予防用品の備蓄を行う。

【対象】新型コロナ疑い患者を診療する二次救急医療機関，発熱外来設置医療機関※

※発熱外来設置医療機関：感染症の流行時期に発熱患者を他の患者から隔離した場所に設置する診察用施設等

①施設改修に関する補助 10,000千円

新型コロナウイルス感染症疑い患者，発熱患者等の診療や院内感染防止対策における施設の改修にかかる費用の一部を補助(補助率1/2)

②設備・機器に対する補助 2,000千円

(空気清浄機，パーテーション等)

院内感染等を防ぎ，外来機能を停滞させないための設備等への経費を一部補助(補助率2/3)

③感染予防用品 5,000千円

(N95マスク，フェイスシールド，医療用ガウン，消毒液，衛生用消耗品等)

医療従事者における個人防護具及び衛生資材の購入補助。(補助率2/3)

④医療従事者宿泊支援 1,080千円

(1人1泊3,000円20泊を上限)

新型コロナウイルス感染症疑い患者等の対応に当たる医療機関の従事者の負担軽減を図り，業務に専念できるよう宿泊施設等に宿泊した場合の宿泊費用を助成。

⑤感染予防用品備蓄 8,760千円

(N95マスク，フェイスシールド，医療用ガウン)

感染症流行に備え，市内医療機関用(病院(二次救急除く)，診療所(医科，歯科)用に備蓄する感染症予防用品の購入

